

川崎市港湾局土木工事週休2日制試行工事実施要綱

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が緊急課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。本要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨及び労働者等の労働環境改善に向けた意識向上を図る取組を推進する国土交通省関東地方整備局港湾空港部の実施方針に則り、川崎市港湾局が発注する港湾請負工事積算基準に係る週休2日制を推進する試行工事（以下、「港湾局試行工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。なお、土木工事積算基準を使用する場合は、川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領（土木工事編）によるものとする。

(定義)

第2条 本要綱の工事現場における週休2日制とは、土曜日から金曜日までを一週間とする期間中に2日の閉所日を原則として適切に確保することをいい、週休2日制の評定は、土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を一つの期間として8日間の閉所日があることとするもので、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以後同様とする。

2 前項における対象期間は、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等、工事現場で作業を開始した日（以下「現場着手日」という。）以降最初の土曜日を始期とし、現場事務所の撤去、後片付け清掃等、工事現場で作業が全て完了した日（以下「現場完成日」という。）直前の1期間の末日となる金曜日を終期とする。また、次に掲げる期間を除いた期間をいう。

(1) 工場製作のみを実施している期間

(2) 工事全体を一時中止している期間

3 本要綱において閉所日は、現場事務所での事務作業を含めた一切の作業を行わず、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状況をいう。ただし、本市港湾局監督員の指示により閉所予定日に現場で作業を行う場合や巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は例外として閉所日数に含めることとする。また、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、閉所日数に含めることとする。なお、次に掲げる期間については原則現場閉所とするが、閉所日数から除く。

(1) 祝休日

(2) 夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間）

(3) 年末年始（土曜日、日曜日、祝日以外の12月下旬～1月上旬の6日間）

(試行工事の発注方式)

第3条 試行工事は次のいずれかによるものとする。

(1) 発注者指定型 発注者が週休2日制に取り組むことを指定する方式をいう。

(2) 受注者希望型 受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日制に取り組む旨を協議した上で取り組む方式をいう。

(発注者指定型の対象)

第4条 港湾請負工事積算基準により市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急・管内一円工事
- (2) 社会的要因等により早期に工期完成が望まれる工事
(供用時期が公表され施工条件に制約がある工事や災害復旧工事等)
- (3) 施工時間や施工方法に制約がある工事
(鉄道と近接するため作業や岸壁及び荷捌き地での作業、企業等の出入口付近での作業のため時間的制約がある等)
- (4) 現場作業が1週間未満の工事
- (5) その他発注者が週休2日制に馴染まないと判断した工事

(受注者希望型の対象)

第5条 港湾請負工事積算基準により市が発注する全ての工事のうち、発注者指定型を除く工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場作業が1週間未満の工事
- (2) 緊急・管内一円工事

(発注者指定型の実施)

第6条 受注者は施工計画書と併せて休日取得計画・実績書(様式1)(以下「(様式1)」という。)を監督員に提出するものとし、実施期間内は工事現場における週休2日制を確保しなければならない。

- 2 受注者は、監督員と協議を行い、やむを得ない事由などにより実施困難な状況であると認められる場合は、週休2日制試行工事实施(取下)届(様式2)(以下「(様式2)」という。)を監督員に提出し、週休2日制の実施を取りやめることができる。ただし、(様式2)は工事完成期限の1か月前までに提出することとする。

(受注者希望型の実施)

第7条 受注者は契約後、週休2日制の適用について、監督員と協議することができる。協議に際しては、施工計画書と併せて(様式1)及び(様式2)を監督員に提出するものとし、実施期間内は工事現場における週休2日制の実施に努めなければならない。また、施工計画書提出後に受注者希望型適用の協議や申し出ることはできないものとする。

- 2 受注者は週休2日制の適用を受けた場合であっても、(様式2)を監督員に提出することにより、週休2日制の実施を取りやめることができる。ただし、(様式2)は工事完成期限の1か月前までに提出することとする。

(試行工事の取組内容)

第8条 受注者は、週休2日制を事由として工期を変更することができない。

- 2 受注者は、毎月の現場閉所の実績を(様式1)にて監督員に提出するものとする。また、現場閉所の計画に変更が生じた場合は、(様式1)を監督員に提出しなければならない。ただし、天候等の軽微な計画の変更については、監督員と協議し、(様式1)の提出を不要とすることができる。

なお、実績及び計画変更の提出期限については別紙2のとおりとする。

- 3 受注者は、緊急対応のために作業を行う必要が生じた場合など、監督員が相当と認めるときは、閉所予定日でも作業を行うことができるが、現場閉所日数には含めない。

- 4 受注者は、工事現場における公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示するものとして次に掲げる事項を記載したA3サイズ以上の大きさの看板を設置するものとする。
- (1) 表題 川崎市港湾局土木工事週休2日制試行工事
 - (2) 概要 建設業の労働環境を改善するため、週休2日制の確保に取り組むモデル工事であること。
 - (3) 発注者及び受注者の名称

記載内容の例

川崎市港湾局土木工事週休2日制試行工事	
この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組むモデル工事です。 ※週休2日制工事とは、4週間の期間内に8日以上 の休暇を取得する工事です。	
発注者：〇〇事務所	連絡先 044-XXX-XXXX
受注者：◇◇建設（株）	連絡先 090-///-/-////

(試行工事の週休2日制実施確認)

第9条 受注者は、前条第2項に規定する（様式1）の提出及び作業日報、安全教育・訓練等の記録資料等の提示により監督員の確認を受けるものとする。また、監督へは毎月（様式1）の提出等を行い、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(試行工事の工事成績評定への反映)

第10条 監督員は、前条において4週8休以上の実績を確認した場合は、工事成績評定において1点を加点するものとする。

2 監督員は、前条において4週8休以上の実績に達しなかった場合、又は第6条第2項、第7条第2項の規定により週休2日制の実施を取りやめた場合であっても、減点を行ってはならない。ただし、疑義が生じた場合はその限りではない。

(発注者指定型の契約金額への反映)

第11条 発注者指定型は、当初設計額に、別紙に定めるところにより、補正係数を乗じて補正を行うものとする。

2 監督員は、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休の現場閉所が確認出来なかった場合、又は第6条第2項の規定により週休2日制の実施を取りやめた場合は、契約金額のうち該当する補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(受注者希望型の契約金額への反映)

第12条 監督員は、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休の現場閉所が確認出来た場合、別紙に定めるところにより、当初設計額に補正係数を乗じて補正を行い、契約変更を行うものとする。

(施行期日)

この要綱は、設計月が令和3年4月以降の設計積算工事から施行する。

(施工期日)

この改定要綱は、令和3年7月1日から施行し、設計月が令和3年7月以降の設計積算工事から適用する。

(施工期日)

この改定要綱は、令和4年7月1日から施行し、設計月が令和4年7月以降の設計積算工事から適用する。この要領は、令和2年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

(施工期日)

この要領は、令和6年7月1日から施行し、設計年月が令和6年7月の工事から適用する。

	土	日	月	火	水	木	金	
	①		工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							②
2週間目								
3週間目						2週目土曜日の閉所		1 期間目
4週間目					3週目土曜日の閉所		4週目日曜日の閉所	
5週間目				5週目土曜日の閉所				
6週間目				6週目土曜日の閉所				③
7週間目			6週目日曜日の閉所				7週目土曜日の閉所	2 期間目
8週間目			祝日	祝日の閉所			7週目日曜日の閉所	
...								3 期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

参考図

(別紙 1)

「川崎市港湾局土木工事週休 2 日制試行工事实施に伴う補正について」

1 港湾土木の場合 (※臨港地区等陸上土木の場合も一部含む)

- (1) 港湾土木請負工事積算基準の間接工事費率を適用した工事を対象とする。
- (2) 設計積算方法は、以下の方法による。

ア 労務単価・機械経費 (賃料)・共通仮設費、現場管理費の補正

労務費 1.04、機械経費 (賃料) 1.02、共通仮設費率 1.02、現場管理費率 1.03 を乗じる。

イ 港湾市場単価は、標準市場単価に表に示す補正係数を乗じる。

補正後市場単価＝標準施工単価 (施工規模等補正後) × 補正係数

表 1 港湾市場単価補正係数

港湾市場単価補正係数 (工 種)		補正係数
1	底面工	1. 0 3
2	マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1. 0 0
3	支保工	1. 0 4
4	足場工	1. 0 2
5	鉄筋工	1. 0 4
6	吊鉄筋工	1. 0 4
7	型枠工	1. 0 3
8	コンクリート打設工 (ポンプ車打設)	1. 0 4
	コンクリート打設工 (ポンプ車打設以外)	1. 0 4
9	止水板工	1. 0 4
1 0	上蓋工	1. 0 4
1 1	伸縮目地工	1. 0 2
1 2	係船柱取付	1. 0 4
1 3	防舷材取付	1. 0 4
1 4	車止・縁金物取付	1. 0 4
1 5	係船柱撤去	1. 0 4
1 6	防舷材撤去	1. 0 4
1 7	車止撤去	1. 0 4
1 8	電気防食取付	1. 0 4
1 9	防砂目地板取付工 (陸上施工)	1. 0 4
2 0	防砂目地板取付工 (水中施工)	1. 0 3
2 1	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1. 0 3
2 2	港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	1. 0 3
2 3	ペトロラタム被覆	1. 0 4
2 4	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1. 0 4
2 5	現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1. 0 4
2 6	かき落とし工	1. 0 4

27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28	汚濁防止柵設置・撤去	1.02
29	灯浮標設置・撤去	1.03
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.04
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
31	異形ブロック製作 型枠工	1.04
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
	異形ブロック製作 給熱養生	1.03

2 臨港地区等陸上土木の場合

(1) 土木工事標準積算基準の間接工事費率を適用した工事を対象とする。

(2) 設計積算方法は、以下の方法による。

ア 労務単価・機械経費（賃料）・共通仮設費、現場管理費の補正

「川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領（土木工事編）」に準じる。

イ 土木市場単価は、標準市場単価に表に示す補正係数を乗じる。

「川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領（土木工事編）」に準じる。

ウ 週休2日制達成の確認について

「川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領（土木工事編）」に準じる。

3 港湾土木と臨港地区等陸上土木が混在する場合

(1) 港湾土木請負工事積算基準と土木工事標準積算基準の両方を使用し、主工種の間接工事費率を適用した工事を対象とする。

(2) 設計積算方法は、以下の方法による。

ア 労務単価・機械経費（賃料）・共通仮設費、現場管理費の補正

主工種の補正方法に準じる。

イ 港湾市場単価は標準市場単価に表1を、土木市場単価は「川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領（土木工事編）」に準じ補正係数を乗じる。

(別紙 2)

川崎市港湾局土木工事週休 2 日制試行工事補足事項

1 休日取得計画・実績書(様式 1)と週休 2 日制試行工事实施(取下)届(様式 2)の提出期限

(1)発注者指定型

試行工事の実施と取組		様式と提出期限
試行工事の実施 第 6 条第 1 項・第 2 項		(様式 1 (休日取得計画))⇒施工計画書提出と併せて提出 (様式 2 (取下届))⇒工事完成期限の 1 か月前までに提出
試行工事の 取組内容 第 8 条第 2 項	毎月の実績	(様式 1 (休日取得実績))⇒翌月 7 日までに提出
	最終月の実績	(様式 1 (休日取得実績))⇒現場完成日の翌日までに提出
	計画の変更	(様式 1 (休日取得計画))⇒適宜(休日取得計画に変更がなければ提出は不要)

(2)受注者希望型

試行工事の実施と取組		様式と提出期限
試行工事の実施 第 7 条第 1 項・第 2 項		(様式 1 (休日取得計画))⇒施工計画書提出と併せて提出 (様式 2 (実施届))⇒施工計画書提出と併せて提出 (様式 2 (取下届))⇒工事完成期限の 1 か月前までに提出
試行工事の 取組内容 第 8 条第 2 項	毎月の実績	(様式 1 (休日取得実績))⇒翌月 7 日までに提出
	最終月の実績	(様式 1 (休日取得実績))⇒現場完成日の翌日までに提出
	計画の変更	(様式 1 (休日取得計画))⇒適宜(休日取得計画に変更がなければ提出は不要)

2 工事成績評定への反映(第 10 条第 1 項・第 2 項)

発注者指定型・受注者希望型の現場閉所実績に応じて、下表により反映する。

発注方式	現場閉所実績	達成	未達成
発注者指定型	4 週 8 休	1 点加点	減点なし
受注者希望型	4 週 8 休	1 点加点	減点なし

(様式1)

休日取得計画・実績書

工事件名	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
受注者名	
提出日	年 月 日

日	曜日	休日取得計画	休日取得実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

以上

(様式2)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(受注者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

週休2日制試行工事实施（取下）届

週休2日制試行工事の実施について次のとおり申請します。

工事件名	
------	--

届出種類 (欄内の () に○を記入してください。)

発注者指定型	取下届 ()
受注者希望型	実施届 ()
	取下届 ()

取下届の申請理由（実施できない理由）

理由を記載してください。